

養介護施設従事者等による 高齢者虐待とは

高齢者の権利擁護のための研修 1

神奈川県

平成26年9月

平成28年11月改訂

高齢者虐待防止法

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

平成17(2005)年11月 成立

平成18(2006)年4月 施行

高齢者虐待防止法の趣旨

「この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、**高齢者の尊厳の保持**にとって高齢者の虐待を防止することが極めて重要であること等をかんがみ、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進し、もって**高齢者の権利利益の擁護に資すること**を目的とする。」

（第1条 目的）

高齢者虐待防止法上の定義

- 「養護者による高齢者虐待」と
「養介護施設従事者等による高齢者待」
に分かれる
- 「高齢者」とは、65歳以上の者
- 5つの類型
身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待
経済的虐待

養介護施設従事者等の定義

養介護施設・養介護事業とは

	養介護施設	養介護事業
老人福祉法 による規定	老人福祉施設 有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業
介護保険法 による規定	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 地域密着型 介護老人福祉施設 地域包括支援センター	居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型 介護予防サービス事業 介護予防支援事業

養介護施設・事業者の責務

- **高齢者虐待の早期発見（法第5条）**
- **養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための措置（法第20条）**
- **通報義務（法第21条）**

高齢者虐待の早期発見

「養介護施設従事者等、高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。」

養介護施設従事者等による高齢者虐待防止等のための措置

- 養介護施設従事者等の研修の実施
- 苦情処理体制の整備
- その他の高齢者虐待の防止等のための措置

通報義務

- 養介護施設従事者等は、高齢者虐待を発見したら市町村等に通報する義務がある。
- 高齢者虐待の相談・通報を市町村に行う際は、守秘義務違反にはならない。
- 高齢者虐待の通報・相談をしたことによって、解雇などの不利益な扱いを受けない。

市町村等の守秘義務

「市町村が通報・届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知りえた事項であって当該通報又は届出をしたものを特定されるものを漏らしてはならない。

都道府県も同様。」

高齢者虐待の5つの類型

- **身体的虐待**
- **介護・世話の放棄放任（ネグレクト）**
- **心理的虐待**
- **性的虐待**
- **経済的虐待**

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。

介護・世話の放棄放任（ネグレクト）

**高齢者を衰弱させるような著しい減食
又は長時間の放置その他高齢者を養護
すべき職務上の義務を著しく怠ること**

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

経済的虐待

**高齢者の財産を不当に処分すること
その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること**

身体拘束

平成12年4月 介護保険法施行
介護保険施設等での身体拘束が禁止

平成13年3月 「身体拘束ゼロへの手引き」
厚生労働省 「身体拘束ゼロ作戦推進会議」

身体拘束の内容 11項目

1. 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢等をひも等で縛る。

5. 点滴・経管栄養等のチューブをぬかないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
6. 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
8. 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。

9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
11. 自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。

1 1 項目以外の身体拘束

11項目に該当しないが、身体拘束と判断される事例もある

- **言葉による制止（スピーチロック）**
- **センサーマットも使用方法により該当することもある**

緊急やむを得ない場合

- 切迫性

利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が高い場合

- 非代替性

身体拘束以外に代替する介護方法がないこと

- 一時性

身体拘束は一時的なものであること

3要件すべてを満たしていることが必要

慎重な手続きが必要

- **組織的な判断**
 - 関係者が幅広く参加するカンファレンス等を実施し、組織的に判断する。
- **丁寧な説明と記録**
 - 本人や家族に、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間・時間帯、期間等を具体的、また、詳細に説明し、理解を得たことを、書面に残す。
 - 身体拘束の実施の時間・期間、本人の状態等について記録に残す。
- **必要性の再検討**
 - 「緊急やむを得ない場合」に該当するか、常に観察し、必要性を再検討する。要件該当しない場合は直ちに解除する（必ず解除した後の状況も記録とる）。

高齢者虐待の起きる要因

- 養介護施設従事者等による高齢者虐待の発生要因
 1. 組織運営
 2. チームアプローチ
 3. ケアの質
 4. 倫理観とコンプライアンス（法令順守）
 5. 負担・ストレスと組織風土
- これらの要因は相互に関係している場合が多い

神奈川県の高齢者虐待の捉え方

高齢者の権利擁護のための研修 2

神奈川県

平成26年9月

平成28年11月改訂

神奈川県の高齢者虐待の捉え方

「高齢者虐待」



「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」

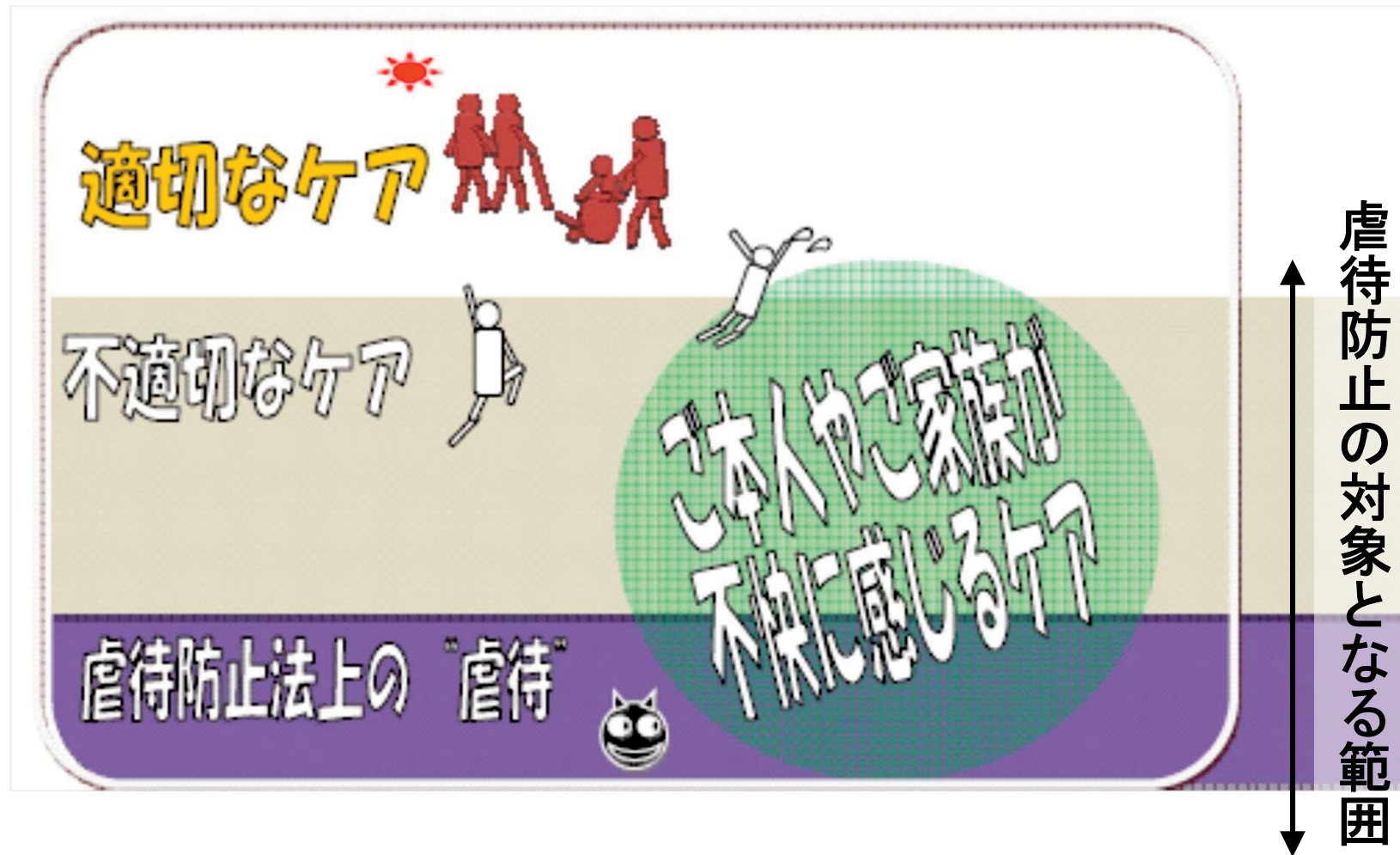
★高齢者の尊厳の保持を重視・広い意味で捉える

★虐待の判断は高齢者本人の気持ちを起点として考える

虐待防止を実施するねらい

- 高齢者の虐待防止は、“高齢者の権利利益の擁護に資すること”が目的
- 虐待防止法やマニュアル等で、虐待に該当する行為を限定することは、虐待から高齢者を守ることになる
- それだけではなく、高齢者やご家族が、不快に思ったり、悲しかったり、虐待と感じるケアをできる限りなくす

快適なケアを実現するために



高齢者又はご家族が感じていること

身体的虐待？

- **ベッド上での生活を強制された。**
- **車椅子を強く押し放つ**
- **声掛けなしに、ベッドから車椅子に移乗させた**

介護・世話の放棄・放任？

- まだ十分トイレで対応できる時もオムツ対応。
- シーツ上の食べこぼしが常にある。
- 今は忙しいから、後でと言われた。

心理的虐待？

- 喫煙はしていないのに、「煙草の臭いがする」と言われ、「嘘つき」といわれた。
- 本人のいる前で、トイレ（便のこと）に関して話された。
- 車椅子の老婦人が「帰りたい」と言っていることに対し、無視している。

性的虐待？

- カーテンを開けっぱなしで、オムツ交換。
- いきなり懐に手を入れ、脇の下を触る。
- 男性スタッフにお風呂や下の世話をしてもらうこと。

経済的虐待？

- 不当な料金を請求されている。
- 出金日が決まっていて、好きなときにおろせない。
- 事前連絡なしに、お小遣い預かり金でゴム印を購入されていた。

快適なケアを実現するために



神奈川県における高齢者虐待防止に向けた理念

ご本人や家族の心に耳を傾け
お気持ちやニーズを大切に受け止め

高齢者の自己決定を最大限に尊重した

**ぬくもりのある質の高いケアを
目指す**

高齢者虐待や不適切なケアを 防ぐためには (未然防止)

高齢者の権利擁護のための研修 3

神奈川県

平成26年9月

平成28年11月改訂

高齢者虐待の起きる要因

1. **組織運営**
2. **チームアプローチ**
3. **ケアの質**
4. **倫理観とコンプライアンス（法令順守）**
5. **負担・ストレスと組織風土**

高齢者虐待や不適切なケアの防止策

組織運営の健全化から考える

●理念とその共有の問題

- ・介護理念や組織全体の方針がない
- ・理念を共有するための具体策がない



●対応策

- ・介護の理念や組織運営の方針を明確にする
- ・理念や方針を職員間で共有する
- ・理念や方針を実現するための具体的な指針を提示する

組織運営の健全化から考える

●組織体制の問題

- ・ 責任や役割の不明確さ
- ・ 必要な組織がない
- ・ 職員教育のシステムがない



●対応策

- ・ それぞれの職責・職種による責任や役割を明確にする
- ・ 苦情処理体制をはじめとする必要な組織を設置・運営する
- ・ 職員教育の体制を整える

組織運営の健全化から考える

●運営姿勢の問題

- ・情報公開に消極的
- ・効率優先
- ・家族との連携不足



●対応策

- ・第三者の目を入れ、開かれた組織にする
- ・利用者・家族との情報共有に努める

チームアプローチの充実から考える

●役割や仕事の範囲の問題

- ・リーダーの役割が不明確
- ・介護単位があいまい
- ・介護単位が広すぎる



●対応策

- ・関係する職員がどのような役割を持つべきなのか明確にする
- ・リーダーの役割を明確にする
- ・チームとして動く範囲を確認する

チームアプローチの充実から考える

●職員間の連携の問題

- ・ 情報共有の仕組みがない
- ・ 意思決定の仕組みがない
- ・ 異なる職種間の連携がない
- ・ 年齢や採用条件による壁がある
- ・ 誰かがやってくれる



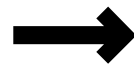
●対応策

- ・ 情報を共有するための仕組みや手順を明確に定める
- ・ チームでの意思決定の仕組みや手順を明確に定める
- ・ よりよいケアを提供するためには立場を超えて協力することが必要不可欠であることを確認する

ケアの質の向上から考える

●認知症ケアの問題

- ・ 中核症状への誤解
- ・ 症状へのその場しのぎの対応



●対応策

- ・ 認知症について正確に理解する
- ・ 本人なりの理由があるという姿勢で原因を探っていく

ケアの質の向上から考える

●アセスメントと個別ケアの問題

- ・利用者の心身の状態把握していない
- ・プランと実際のケアの内容が連動していない



●対応策

- ・心身の状態を丁寧にアセスメントする
- ・アセスメントに基づいて個別の状況に則したケアを検討する

ケアの質の向上から考える

●ケアの質を高める教育の問題

- ・学習する機会の不足
- ・アセスメントとその活用方法の知識不足



●対応策

- ・認知症ケアに関する知識を共有する
- ・アセスメントとその活用方法を具体的に学ぶ

倫理観と法令順守を高める 教育の実施から考える

●非利用者本位の問題

- ・ 安易な身体拘束
- ・ 一斉介護・流れ作業



●対応策

- ・ 利用者本位という大原則をもう一度確認する
- ・ 実際に提供しているケアの内容や方法がそれに基づいたものであるかをチェックする

倫理観と法令順守を高める 教育の実施から考える

●意識不足の問題

- ・ 職業倫理の薄れ
- ・ 介護理念が共有されていない



●防止するためには

- ・ 基本的な職業倫理・専門性に関する学習を徹底する
- ・ 目指すべき介護の理念をつくり共有する

倫理観と法令順守を高める 教育の実施から考える

●虐待・身体拘束に関する意識・知識の問題

- ・ 必要な法令を知らない
- ・ 拘束に替わるケアを知らない、考えない



●対応策

- ・ 関連する法律や規定の内容を知識として学ぶ
- ・ 拘束を行わないケアや虐待を未然に防ぐ方法を具体的に学ぶ

負担・ストレス・組織風土の 改善から考える

●負担の多さの問題

- ・ 人手不足
- ・ 業務の多忙さ
- ・ 夜勤時の負担

●ストレスの問題

- ・ 負担の多さからくるストレス
- ・ 職場内の人間関係



●防止するためには

- ・ 柔軟な人員配置を検討する
- ・ 効率優先や一斉介護・流れ作業を見直し、個別ケアを推進する
- ・ 夜勤時については配慮を行う

負担・ストレス・組織風土の 改善から考える

●組織風土の問題

- ・ 見て見ぬふり
- ・ 安易なケアや身体拘束容認
- ・ 連絡の不徹底



●対応策

- ・ 組織運営の健全化、チームアプローチの充実、倫理観と法令順守を高める教育の実施に丁寧に取り組んでいく
- ・ 取組みの過程で体験的に共有する
- ・ 負担の多さやストレスへの対策を十分に図る

対策のポイント

- **それぞれの要因の問題は直接的に虐待や不適切なケアを生み出すわけではなく、放置することでその温床になったり、いくつかが作用し発生を助長させる**
- **対策の基本は、それぞれの要因における問題を分析し、組織的な取組みを行い、その中で、職員個々が必要な役割を果たすこと**

未然防止の実践

～施設職員調査から～

- ① **施設理念や運営方針の周知徹底**
- ② **施設内虐待防止委員会と身体拘束廃止委員会
設置**
- ③ **報告・通報しやすい体制づくり**





高齢者虐待や不適切なケアが 起こってしまった時は(事後対応)

高齢者の権利擁護のための研修 4

神奈川県

平成26年9月

平成28年11月改訂

通報義務

- 養介護施設従事者等は、高齢者虐待を発見したら市町村等に通報する義務がある。
- 高齢者虐待の相談・通報を市町村に行う際は、守秘義務違反にはならない。
- 高齢者虐待の通報・相談をしたことによって、解雇などの不利益な扱いを受けない。

施設内の体制の確立

- 施設内で虐待が発生した場合は、迅速かつ適切に**組織として**対応する。
- 職員間の速やかな連携が必要



対応をあらかじめ決めておく
対応は職員に周知されている必要がある

施設内の対応（例）

1. 本人や家族、職員から相談を受けた職員は、各部署の責任者・施設長等に報告。
2. 施設長を中心に虐待を行っている（行った）疑いのある職員やその他職員への聞き取りを行い、虐待の事実を確認する。
3. 虐待の事実が確認された場合は、再発防止策を検討し、施設内で防止策を実行する
4. 市町村には、利用者・家族への事実確認や職員への聞き取り調査の結果から「虐待の疑いがある」と判断した段階で通報・報告。

行政の対応

- 1 通報等を受けた市町村は、通報内容に基づき、**事実確認や高齢者の安全確認を行う。**
- 2 虐待の事実が明らかになった場合、施設に対し**改善を図るように指導を行う。**
- 3 指導に従わず改善が図られない場合は老人福祉法や介護保険法に基づき、**勧告や命令、指定取り消し処分などの権限を行使**

養介護施設従事者等による 高齢者虐待の状況の公表

- **公表は、虐待があった場合のみ**
- **公表項目**
 - 被虐待者の状況（性別、年齢階級、心身の状態等）
 - 高齢者虐待の種類
 - 高齢者虐待に対して市町村等が取った措置
 - 虐待が発生した施設種別
 - 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

施設職員としての責務

- 虐待と思われる行為や不適切なケアを発見した場合は、その場で職員を注意喚起する。
- 見てみぬ振りをするのではなく、上司や管理者に相談・報告する。
- 自分自身が虐待と思われる行為や不適切なケアを行った場合も早期に上司に報告する。

高齢者虐待の通報は施設職員全員の義務

施設管理者としての責務

1 利用者への対応

- 利用者の安全確保（安全確認、治療の必要性の有無の確認と治療の手配）
- 傷などは本人等の同意を得て写真を撮るなどして保存
- 心理的虐待は、本人の話を聴くなどして不安を取り除く

2 家族への対応

- 事実確認後、速やかに虐待の経過について連絡と謝罪

施設管理者としての責務

3 虐待者への対応

- 虐待が疑われる職員に事実確認

4 他の職員への対応

- 虐待の事実を共有

5 相談者の保護

6 施設全体の取組み

- 管理者レベルのみで処理せず、施設一丸で取組む

7 行政への報告と協力

- 行政に報告し、行政の調査に協力

再発防止に向けた取組み



- 1 虐待事例、発生原因の調査分析
- 2 再発防止に向けた職員会議の活性化
- 3 苦情受付、処理体制の見直しと組織としての体制の明確化
- 4 個別ケア（不適切なケア改善の重視）の充実

再発防止に向けた取組み

5 職場内研修の徹底



6 働きやすい職場環境の実現



7 開かれた施設づくり



自己点検シートを用いた グループワーク

高齢者の権利擁護のための研修 5

神奈川県

平成26年9月

平成28年11月改訂

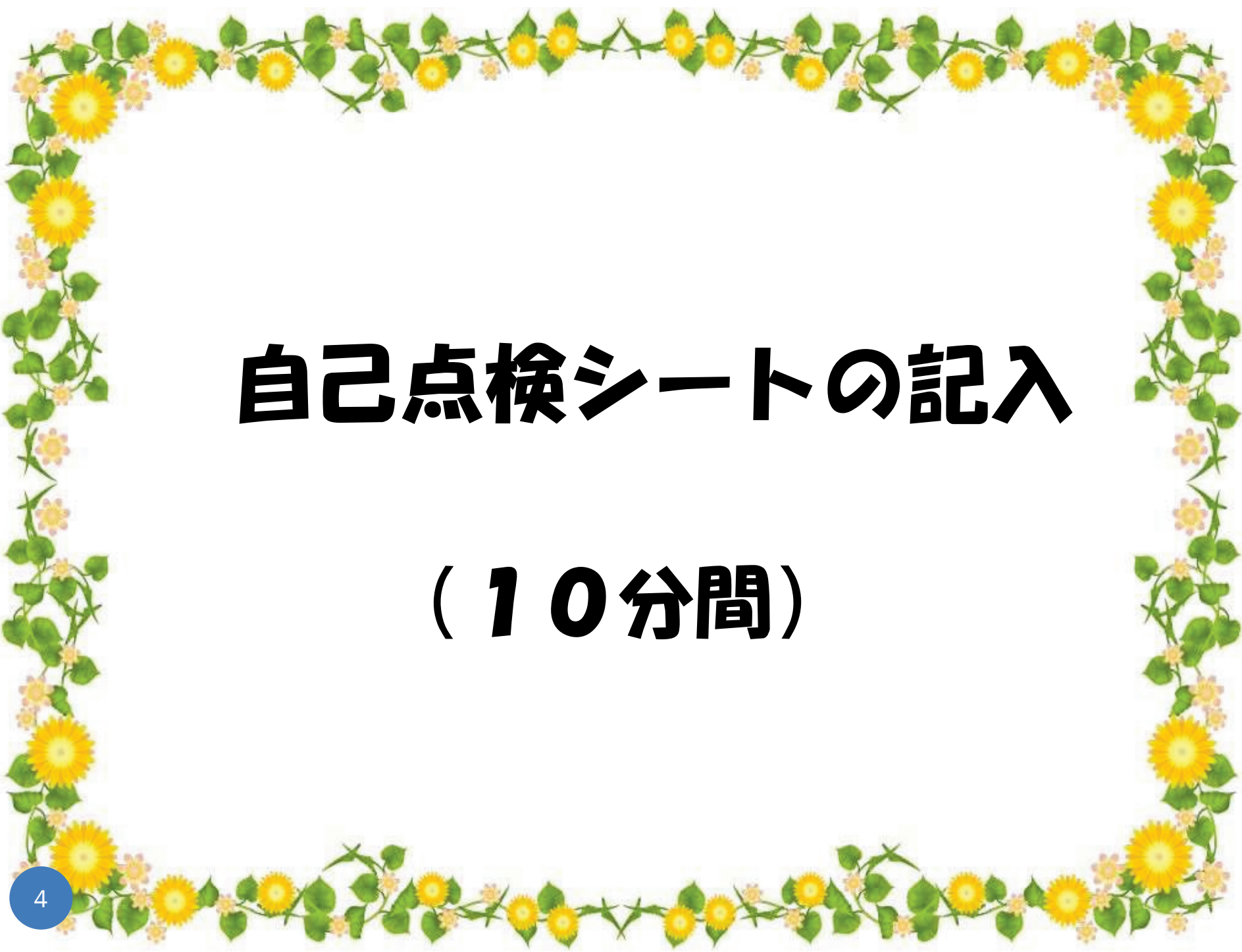
グループワークの流れ

- 1 自己点検シートの記入**
- 2 自己点検シートの回答について話し合い**
- 3 グループから発表**
- 4 話し合った自己点検シートの項目の解説**

自己点検シート

- **自己点検シートの内容**
 - 自己点検シートの内容は、県が行った利用者・家族向けの調査の回答をもとに作成
- **自己点検シートの種類**
 - **スタッフ用**と管理者用

各自自己点検シートを記入してください。



自己点検シートへの記入

(10分間)

自己点検シートの回答についての話し合い

- **司会者、記録、発表者を決める**
- **話し合いのルール**
 - **他の人の回答の批判はしない**
 - **人の意見を聴く**
 - **グループ内の各自が、最低1回は自分の考えをグループの中の人に伝える**

テーマ1 「不適切なケアがある？」

- 16. 自分や他職員の介護の仕方に疑問を感じることもある**
- 17. 自分が働く施設では虐待がないと思う**
- 18. 虐待まではいかないが、不適切なケアがあると思う**

テーマ2 「このケアは不適切？」

- 25 粉薬をご飯に混ぜることがある
- 26 女性利用者の入浴や排泄介助を男性職員が行うことがある
- 27 子どもに対してするような対応や言葉かけがある
- 28 性的な冗談や身体について話題にすることがある
- 29 他者に見える状態で排泄や入浴の介助をすることがある



発表する内容

- ①テーマ2「このケアは不適切？」の話し合いの経過内容
- ②不適切なケアとは、どのようなケアなのかについてグループでのまとめ
- ③各グループ2分程度で発表

発表

- **各グループで2分程度**
- **グループでの話し合いが、まとまらなかった場合は、話し合いの経過を発表**

解説

テーマ1 「不適切なケアがある？」

- **実際に不適切な状態がないのであれば、良い介護現場である**
- **しかし、不適切な状態があるのに疑問を感じない場合や、倫理観の欠如やケアに関する知識不足があるかもしれません**
- **虐待防止やケアの質の向上に向けた、法令知識や介護知識・技術の向上について職員個人レベルで自己研さんに努める**

解説

テーマ2 「このケアは不適切？」

- **職員個人の不適切なケアという問題だけではない**
- **組織上の課題**
 - **効率優先や人手不足で十分に対応できない**
- **効率優先の介護は、高齢者を単なる介護の対象としてしかみない機械的で非人間的なケアにつながりやすいため、改善が必要**

- 当事者である高齢者やそのご家族にとって、不快であつたり、悲しかったり、「虐待」であると感じられるケアは、できる限りなくす
- ご本人やご家族の心の声に耳を傾け、そのご気持ちやニーズを大切に受け止め、高齢者の自己決定を最大限に尊重した、**めくもりのある質の高いケアをめざす**

高齢者の権利擁護のための
研修プログラム
リーダー・管理者向け

高齢者の権利擁護のための研修6

作成：神奈川県

平成26年9月

平成28年11月改訂



内容

- 高齢者虐待防止法
- 高齢者虐待の内容
- 身体拘束
- 「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」
- 虐待が発生したら

高齢者虐待防止法



高齢者虐待防止法

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

平成17(2005)年11月 成立

平成18(2006)年4月 施行



高齢者虐待防止法の趣旨

「この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者の虐待を防止することが極めて重要であること等をかんがみ、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。」

(第1条 目的)



養介護施設従事者等

養介護施設・養介護事業とは

老人福祉法 による規定	老人福祉施設 有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業
介護保険法 による規定	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 地域密着型 介護老人福祉施設 地域包括支援センター	居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型 介護予防サービス事業 介護予防支援事業

高齢者虐待の内容



養介護施設従事者等による 高齢者虐待の内容

高齢者虐待防止法での定義

- 身体的虐待
- 介護・世話の放棄放任（ネグレクト）
- 心理的虐待
- 性的虐待
- 経済的虐待



身体的虐待

- **高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。**

① **暴力行為**

② **本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為**

③ **「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制**

数字の内容は、社団法人日本社会福祉士会「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待防止の手引き」による



ネグレクト

- **高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること**
 - ① **必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神を悪化させる行為**
 - ② **高齢者の状態に応じた介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為**
 - ③ **必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為**
 - ④ **高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置**



心理的虐待

- **高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。**
 - ① **威嚇的な発言、態度**
 - ② **侮辱的な発言、態度**
 - ③ **高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度**
 - ④ **高齢者の意欲や自立心を低下させる行為**
 - ⑤ **心理的な高齢者を不当に孤立させる行為**



性的虐待

- **高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。**
- **本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要**



経済的虐待

- **高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。**
- **本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること**



高齢者虐待の捉え方

- **高齢者虐待防止法の定義に当てはまらない行為は？**

→ 「**高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること**」

広い意味で捉える



- 高齢者が虐待されている、従事者等がしていると思っていない場合は？

→ 高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待があると考えて対応する。

虐待に対する「自覚」は問わない

身体拘束



身体拘束の内容 11項目

1. 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢等をひも等で縛る。



5. 点滴・経管栄養等のチューブをぬかないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
6. 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
8. 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。



9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
11. 自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。

11項目に該当しないが、身体拘束と判断される事例もある



緊急やむを得ない場合

- 切迫性

利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が高い場合

- 非代替性

身体拘束以外に代替する介護方法がないこと

- 一時性

身体拘束は一時的なものであること

3要件すべてを満たしていることが必要



慎重な手続きが必要

- **組織的な判断**
 - 関係者が幅広く参加するカンファレンス等を実施し、組織的に判断する。
- **丁寧な説明と記録**
 - 本人や家族に、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間・時間帯、期間等を具体的、また、詳細に説明し、理解を得たことを、書面に残す。
 - 身体拘束の実施の時間・期間、本人の状態等について記録に残す。
- **必要性の再検討**
 - 「緊急やむを得ない場合」に該当するか、常に観察し、必要性を再検討する。要件該当しない場合は直ちに解除する（必ず解除した後の状況も記録とる）。



養介護施設・事業者の責務

- 養介護施設従事者等高齢者の福祉に職務上関係のあるものは高齢者虐待を発見しやすい立場であるので、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。
- 高齢者及びその家族からの**苦情処理体制の構築、高齢者虐待防止のための措置**を講ずる。
- 養介護施設従事者等は従事している養介護施設等において養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに市町村に通報しなければならない。



通報に係る守秘義務

- 刑法の秘密漏示罪の規定その他守秘義務に関する法律の規定は、通報（虚偽であるもの及び過失であるものを除く）をすることを妨げるものと解釈してはならない。（第21条第3項）
- 高齢者虐待に関する通報は、守秘義務に該当しない



市町村等の守秘義務

- **市町村が通報・届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をしたものを特定されるものを漏らしてはならない。都道府県も同様。（第23条）**
- **通報・届出を行った者を特定されないように市町村等は配慮する義務**



通報者の保護

- **養介護施設従事者等が通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。（第21条第7項）**
- **市町村や都道府県は、通報があった場合、通報者の保護を図る必要があります。また、養介護施設等も通報を理由とした解雇等を行ってはならない**
- **公益通報者に対する保護規定**
- 解雇の無効**
- その他不利益な取扱い(降格、減給、退職の強要等)の禁止**



通報を受けた市町村等の役割

- ①緊急性の判断
- ②事実確認調査、訪問調査の実施
- ③虐待の事実の判断
- ④虐待防止、高齢者保護を図るための介護保険法、老人福祉法の規定による権限の行使
- ⑤虐待の事実が認められた場合は市町村は県に報告

施設職員のための 高齢者虐待防止の手引き



作成の目的

- 県として養介護施設における高齢者虐待に一定の判断基準を示すこと
 - 高齢者の尊厳の保持を重視
 - 虐待の判断は高齢者本人の気持ちを起点として考える
- 虐待の未然防止を重点に置き、そのために活用できる取組みの情報提供を行う等実践的な内容にすること

施設・事業所の虐待防止の取組みの支援



高齢者・家族が感じていること

- **身体的虐待**
 - 微熱を理由にベッド上の生活を強制された
 - 声かけなしに、ベッドから車いすに移乗させた
 - 車椅子を強く押し放つ
- **ネグレクト**
 - まだ十分トイレで対応できる時もおむつ対応
 - 今は忙しいから、後でと言われた



- **心理的虐待**

- エアコンの温度を下げたら、「勝手に下げないでくれ」と言った
- 喫煙はしていないのに、「煙草の臭いがする」と言われ、「嘘つき」と言われた
- お願いごとをしたとき、不快な顔をされた
- 本人のいる前で、トイレ（便のこと）に関して話された



- **性的虐待**
 - 男性スタッフにお風呂や下の世話をしてもらうこと
 - 下着をはいているかどうか、ズボンを下げて確かめる
- **経済的虐待**
 - 事前連絡なしに、お小遣い預かり金でゴム印を購入されていた



快適なケアを実現するために





神奈川県が目指すケアの姿

介護を受ける高齢者ご本人やご家族が「どのように感じるか」、また、自分が介護を受ける側であつたら「どのようなケアをしてもらいたいか」、ご本人やご家族の心の声に耳を傾け、そのお気持ちやニーズを大切に受け止め、高齢者の自己決定を最大限に尊重した、ぬくもりのある質の高いケアを目指すことが重要であると考えます。



高齢者虐待が発生する要因

- 組織運営
- チームアプローチ
- ケアの質
- 倫理観とコンプライアンス（法令遵守）
- 負担・ストレスと組織風土

職員個人の問題だけではなく施設・事業所全体として考える

高齢者虐待や不適切なケアを防ぐためには（未然防止）



● 組織運営の健全化

- 介護の理念や組織運営の方針を明確にし、職員間で共有する
- 職責・職種による責任や役割を明確にする
- 苦情処理体制等の組織を設置・運営する
- 職員教育の体制を整える
- 第三者の目を入れ、開かれた組織にする
- 業務の目的や構造、流れを見直してみる



- チームアプローチの充実から考える
 - 関係職員・リーダーの役割を明確にする
 - 情報共有をするための仕組みや手順を明確に定める
 - チームでの意思決定の仕組みや手順を明確に定める



- ケアの質の向上から考える
 - 認知症について正確に理解する
 - 本人なりの理由があるという姿勢で原因を探っていく
 - 心身の状態を丁寧にアセスメントし、アセスメントに基づいて個別の状況に即したケアを検討する
 - アセスメントとその活用方法を具体的に学ぶ



- **倫理観と法令順守を高める教育の実施から**
 - **利用者本位という大原則をもう一度確認し、実際に提供しているケアの内容や方法がそれに基づいたものであるかチェックする**
 - **基本的な職業倫理・専門性に関する学習を徹底する**
 - **目指すべき介護の理念と作り共有する**
 - **関連する法律の規定や規定の内容を学ぶ**
 - **拘束を行わないケアや虐待を防ぐ方法を具体的に学ぶ**



- **負担・ストレス、組織風土の改善から考える**
 - 柔軟な人員配置を検討する
 - 効率優先や一斉介護・流れ作業を見直し、個別ケアを推進する
 - 夜勤時については配慮を行う
 - 組織の健全化、チームアプローチの充実、倫理観と法令順守を高める教育の実施に、丁寧に取り組んでいく
 - 取組みの過程を職員間で体験的に共有する
 - 負担の多さやストレスへの対策を十分に図る



手引きの活用

- 一人一人の職員が、高齢者虐待とは何か、という判断をするための「手引き」として、共有することにより、バラバラの基準ではなく、組織全体の統一のとれた方針として指導に活用
- 日頃のケアの振り返りとして活用
- 研修テキストとして活用



職員研修

- 個人学習は、組織全体の方針にならない
- 手引きの中の対応が困難と思われる項目は、具体的方法を検討
- 出された意見は、「職員の困っていること」、「教育的課題」として捉え、職員教育、スーパービジョンに結びつけていく



研修実施のポイント

- 否定的意見や具体的にどのように対応したらよいか分からない、という意見が出た場合
 - 否定的意見を押しさえ込まず、正直な発言を促す
 - なぜ難しいのか、原因を分析し具体的対応を検討
- 倫理観の向上を図るだけでなく、「スキルの向上」も図る
 - プロにとっては「精神論」ではなく、技術として具現化、実践化することが重要



自己点検シートの活用

- 日頃の実践を振り返り、高齢者虐待防止の理解度をチェックする「ツール」として活用する

〈研修として活用〉

- 職員一人一人がシートにチェックしていく
- シートにチェックするだけでなく、「解説」を読み合わせ、意見交換をしていく

〈組織運営の参考データとして活用〉

- 教育・研修等

虐待が発生したら (事後対応)



注意点

- **法第21条では、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報しなければならないこととされています。従って、緊急性も鑑み、速やかに通報する義務があります。**
- **施設長等、施設職員が行う事実の確認は、市町村が行う事実確認調査と虐待認定調査ではありません。施設内部で確認を行ったとしても、改めて市町村による事実確認調査が行われます。**



虐待発生前の対応

- **施設内の体制の確立**
 - 苦情の受付窓口の周知
 - 虐待発生時の対応方法を事前に検討
 - 対応方法や職員全体に周知
 - 市町村への通報手順の検討 など



発生時の対応：例

1. **本人や家族、または職員から相談を受けた職員は責任者に報告。責任者は施設長等に報告。**
2. **施設長等を中心に、虐待を行った職員やその他職員への聴き取りを行い、虐待の事実を確認**
3. **虐待の事実が確認された場合は、再発防止策を検討し、再発防止策を実行**



市町村への通報

- 市町村へは、職員への聴き取り調査の結果から虐待の疑いがあると判断された段階で通報
- 再発防止策を実行し、施設内で解決が図られたとしても、市町村への連絡は必要



施設管理者としての責務

- **利用者への対応**
 - 利用者の安全確保
 - 治療が必要な場合は、速やかに適切な治療が受けられるように手配
 - 傷など目で確認できるものは、本人等の同意を取り写真を撮り、保存
- **家族への対応**
 - 速やかに虐待の経過について報告・謝罪
 - 損害賠償が必要な場合は、誠実に対応



- **虐待者への対応**
 - **虐待が疑われる職員に事実確認**
 - **虐待として決めつけず、慎重に確認**
 - **他の職員にも並行して事実確認**
 - **処分が必要な場合が生じたら、就業規則等に基づき適正に行う**
- **安易に解雇や諭旨免職をしない**



- **他の職員への対応**
 - 虐待を行った職員の資質によるものだけで発生したと考えず、職員全体・施設全体の問題として対応
 - 虐待の事実は職員間で共有
- **相談者の保護**
 - 不利益な取扱いしない。また、受けないように配慮する



- **施設全体の取組み**
 - 管理者レベルのみで対応せず、施設全体となった取組みを行う
 - 再発防止に向けた会議、研修の実施
- **行政への報告と協力**
 - 市町村に必ず通報する
 - 市町村の調査に協力するように努める



再発防止に向けた取組み

- 虐待事例・発生原因の調査分析
- 再発防止に向けた職員会議等の活性化
- 苦情受付、処理体制の見直しと組織としての体制の明確化
- 個別ケアの充実
- 職場内研修の徹底
- 働きやすい職場環境の実現
- 開かれた施設づくり



参考資料

- 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と
養護者支援について」 平成18年4月 厚生労働省老健局
- 「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高
齢者虐待対応の手引き」
平成24年3月 社団法人 日本社会福祉士会
- 「身体拘束ゼロへの手引き」
平成13年3月 厚生労働省 「身体拘束ゼロ作戦推進会議」
- 「高齢者・家族の心に耳を傾けるケアをめざして
～施設職員のための高齢者虐待防止の手引き～」
平成21年3月 神奈川県





高齢者の権利擁護のための 研修プログラム 概要版

高齢者・家族の心に
耳を傾けるケアをめざして

神奈川県
平成28年11月

内容

- 1 養介護施設従事者等による高齢者虐待とは
～高齢者虐待防止法の基礎知識～**
- 2 神奈川県の高齢者虐待の捉え方
～不適切なケアとは～**
- 3 高齢者虐待や不適切なケアを防ぐためには
～未然防止～**
- 4 高齢者虐待や不適切なケアが起こってしまった時は
～事後対応～**

1 養介護施設従事者等による 高齢者虐待とは

～高齢者虐待防止法の基礎知識～

高齢者虐待防止法とは

正式名称

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

平成17(2005)年11月 成立

平成18(2006)年4月 施行

高齢者虐待防止法の趣旨

「この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、**高齢者の尊厳の保持**にとって高齢者の虐待を防止することが極めて重要であること等をかんがみ、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進し、もって**高齢者の権利利益の擁護に資すること**を目的とする。」

（第1条 目的）

高齢者虐待防止法上の定義

- ①「養護者による高齢者虐待」と
- ②「養介護施設従事者等による高齢者待」
に分かれる

- 「高齢者」とは、**65歳以上の者**

- 5つの類型**

身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待
経済的虐待

養介護施設従事者等の定義

養介護施設従事者等とは

	養介護施設	養介護事業
老人福祉法 による規定	老人福祉施設 有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業
介護保険法 による規定	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 地域密着型 介護老人福祉施設 地域包括支援センター	居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型 介護予防サービス事業 介護予防支援事業

これらの養介護施設や養介護事業に従事する人

養介護施設従事者等の責務

- 1 高齢者虐待の早期発見(法第5条)
- 2 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための措置(法第20条)
- 3 通報義務(法第21条)

「養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報しなければならない。」

守秘義務と通報者保護

- **高齢者虐待の相談・通報を市町村に行う際は、守秘義務違反にはならない。**
- **高齢者虐待の通報・相談をしたことによって、解雇などの不利益な扱いを受けない。**
- **市町村は施設・事業所に、通報者を特定できる情報提供はしない。**

高齢者虐待の5つの類型

- **身体的虐待**
- **介護・世話の放棄放任(ネグレクト)**
- **心理的虐待**
- **性的虐待**
- **経済的虐待**

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること

～例えば～

- ・殴る、蹴る、つねる
- ・車椅子やベッドへの移乗の際、必要以上に体を高く持ち上げる
- ・緊急やむを得ない場合以外の身体拘束

介護・世話の放棄放任(ネグレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食
又は長時間の放置その他高齢者を養護
すべき職務上の義務を著しく怠ること

～例えば～

- ・髪、ひげ、爪が伸び放題
- ・医療が必要なのに受診させない
- ・ナースコールを手の届かないところに置く

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

～例えば～

- ・怒鳴る、脅す、あざ笑う
- ・子ども扱いする
- ・車いすを速く走らせ移動介助し恐怖感を与える

性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

～例えば～

- ・本人との合意のないキス、性行為を強要する
- ・性的な話を聞かせる、させる
- ・人前で排泄させる

経済的虐待

**高齢者の財産を不当に処分すること
その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること**

～例えば～

- **金銭の寄付を強要する**
- **立場を利用してお金を借りる**
- **日常的に使うお金を不当に制限する**

高齢者虐待の判断

★虐待の判断は、市町村が事実確認を行ったうえで判断する。

★例にあがっていない行為であっても、虐待として判断される場合もある。

身体拘束

**平成12年4月 介護保険法施行
介護保険施設等での身体拘束が禁止**

「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者(利用者)の行動を制限する行為をおこなってはならない」

**平成13年3月「身体拘束ゼロへの手引き」
厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」**

身体拘束の内容 11項目

- 1 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。**
- 2 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。**
- 3 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。**
- 4 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢等をひも等で縛る。**
- 5 点滴・経管栄養等のチューブをぬかないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。**

- 6 車いすやいすからずい落ちたり、立ち上がったいたしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。**
- 7 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。**
- 8 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。**
- 9 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。**
- 10 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる**
- 11 自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。**

11項目以外の身体拘束

11項目に該当しないが、身体拘束と判断される事例もある

- **言葉による制止(スピーチロック)**
- **ドラッグロック**
- **センサーマットも使用方法により身体拘束に該当することがある**

身体拘束の弊害

身体的弊害

- ・状態化することで、関節の拘縮、筋力低下を招き身体機能を奪ってしまう危険性

精神的弊害

- ・高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった精神的な苦痛を与える

社会的弊害

- ・介護保険施設等に対する社会的な不信、偏見を引き起こすおそれ

緊急やむを得ない場合

- **切迫性**

利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が高い場合

- **非代替性**

身体拘束以外に代替する介護方法がないこと

- **一時性**

身体拘束が一時的なものであること

3要件すべてを満たしていることが必要

慎重な手続きが必要

- **組織的な判断**
 - 関係者が幅広く参加するカンファレンス等を実施し、組織的に判断する。
- **丁寧な説明と記録**
 - 本人や家族に、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間・時間帯、期間等を具体的、また、詳細に説明し、理解を得たことを、書面に残す。
 - 身体拘束の実施の時間・期間、本人の状態等について記録に残す。
- **必要性の再検討**
 - 「緊急やむを得ない場合」に該当するか、常には観察し、必要性を再検討する。要件該当しない場合は直ちに解除する(必ず解除した後の状況も記録とる)。

高齢者虐待の起きる要因

- **養介護施設従事者等による高齢者虐待の発生要因**
 1. **組織運営**
 2. **チームアプローチ**
 3. **ケアの質**
 4. **倫理観とコンプライアンス(法令順守)**
 5. **負担・ストレスと組織風土**
- **これらの要因は相互に関係している場合が多い**

2 神奈川県の高齢者虐待の捉え方

～不適切なケアとは～

虐待防止法のねらい

- 高齢者の虐待防止法の目的は、

“高齢者の権利擁護” = 「高齢者の尊厳の保持」

- 虐待防止法で、虐待に該当する行為を限定することは、虐待から高齢者を守り、高齢者の権利擁護を図ることにつながる。
- しかし、それだけではなく、高齢者やご家族が、不快に思ったり、悲しかったり、虐待と感じるケアをできる限りなくす必要がある

神奈川県の高齢者虐待の捉え方

「高齢者虐待」

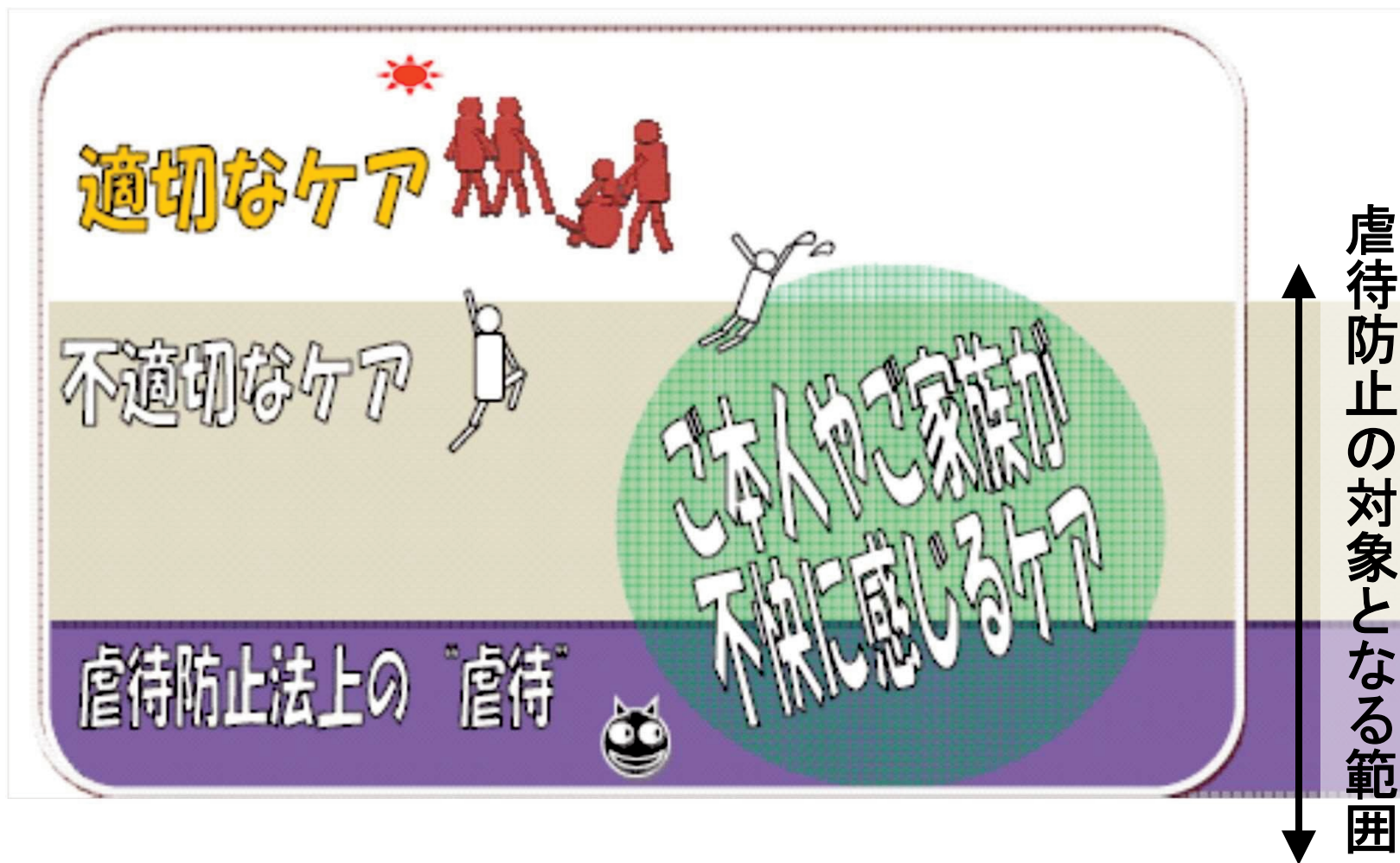


「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」

★高齢者の尊厳の保持を重視・広い意味で捉える

★虐待の判断は高齢者本人の気持ちを出発点として考える

快適なケアを実現するために



高齢者又はご家族が感じていること

身体的虐待？

- **車椅子を強く押し放つ**
- **声掛けなしに、ベッドから車椅子に移乗させた**

介護・世話の放棄・放任？

- **まだ十分トイシで対応できる時もオムツ対応。**
- **今は忙しいから、後でと言われた。**

心理的虐待？

- **本人のいる前で、トイレ（便のこと）
に関して話された。**

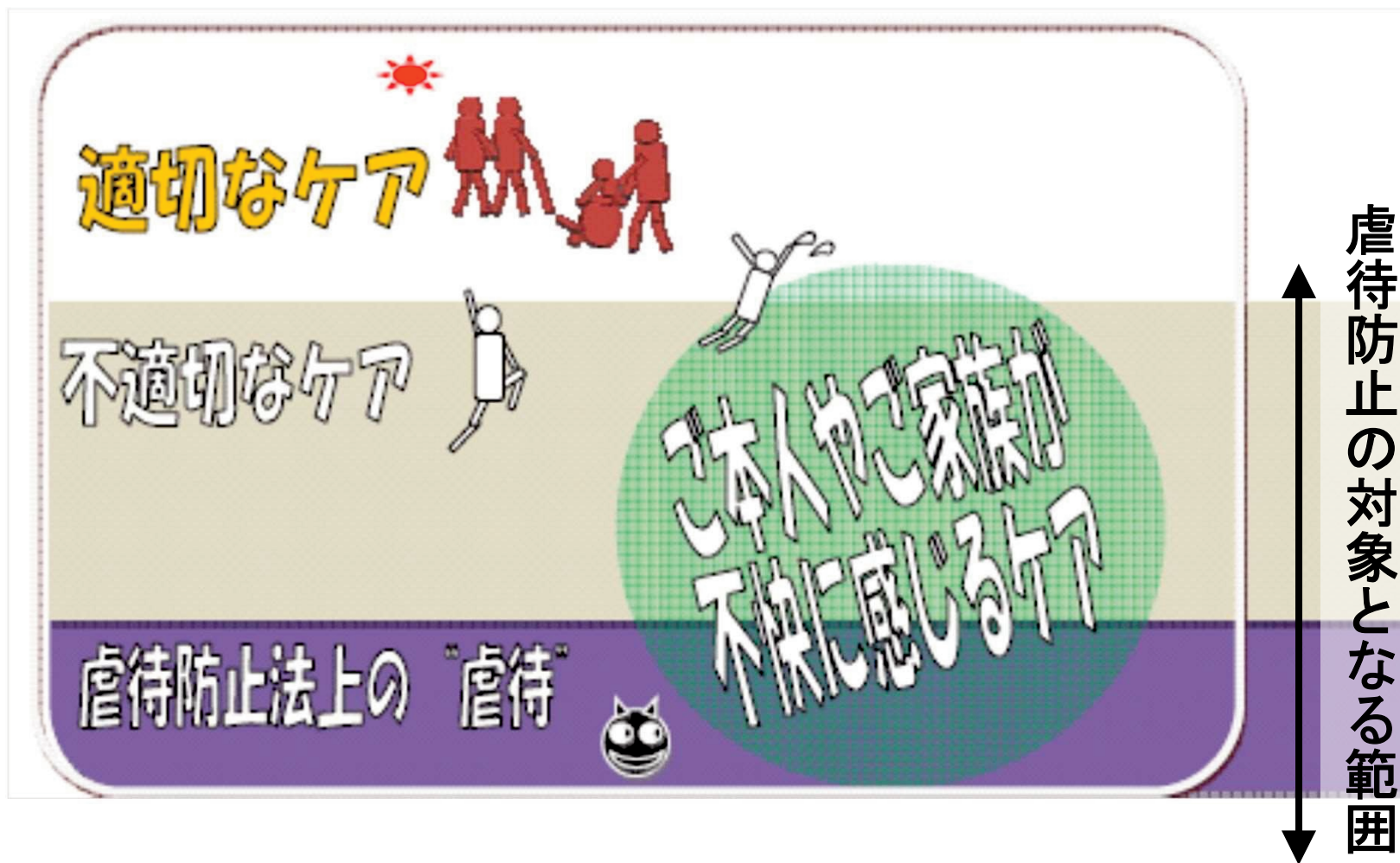
性的虐待？

- **カーテンを開けっぱなしで、オムツ交換。**
- **男性スタッフにお風呂や下の世話をしてもらおうこと。**

経済的虐待？

- **事前連絡なしに、お小遣い預かり金で
ゴム印を購入されていた。**

快適なケアを実現するために



神奈川県における高齢者虐待防止に向けた理念

ご本人や家族の心に耳を傾け
お気持ちやニーズを大切に受け止め

高齢者の自己決定を最大限に尊重した

**ぬくもりのある質の高いケアを
目指す**

3 高齢者虐待や不適切なケアを 防ぐためには

～未然防止～

高齢者虐待の起きる要因

1. 組織運営
2. チームアプローチ
3. ケアの質
4. 倫理観とコンプライアンス（法令順守）
5. 負担・ストレスと組織風土

組織運営の健全化

- 介護理念や組織運営の方針を明確になっていますか？
- 苦情処理体制をはじめとする必要な組織を設置・運営されていますか？
- 職員教育の体制が整えられていますか？
- 第三者の目を入れ、開かれた組織になっていますか？
- 利用者・家族との情報共有に努めていますか？

チームアフロークの充実

- リーダーや関係する職員の役割が明確になっていますか？
- チームとして働く範囲を確認していますか？
- 情報を共有するための仕組みや手順を明確に定めていますか？
- よいよいケアを提供するためには立場を超えて協力することが必要不可欠であることを確認していますか？

ケアの質の向上

- 認知症について正確に理解できていますか？
- 認知症の症状に対して、本人ないの理由があるという姿勢で原因を探っていますか？
- 利用者の心身の状態を丁寧にアセスメントしていますか？
- アセスメントに基づいて個別の状況に則したケアを検討していますか？
- 認知症ケアに関する知識を共有できていますか？
- アセスメントとその活用方法を具体的に学ぶ機会を持っていますか？

倫理観と法令順守を高める 教育の実施

- 利用者本位という大原則を忘れていませんか？
- 実際に提供しているケアの内容や方法がそれに基づいたものであるかをチェックしていますか？
- 基本的な職業倫理・専門性に関して徹底した学習ができていますか？
- 目指すべき介護の理念をつくり共有していますか？
- 関連する法律や規定の内容を知識として学ぶ機会がありますか？
- 拘束を行わないケアや虐待を未然に防ぐ方法を具体的に学ぶ機会がありますか？

負担・ストレスと組織風土の改善

- 柔軟な人員配置を検討する。
- 効率優先や一斉介護・流れ作業を見直し、個別ケアを推進する。
- 夜勤時については配慮を行う。
- 組織運営の健全化、チームアプローチの充実、倫理観と法令順守を高める教育の実施に丁寧に取り組んでいく。
- 取り組みの過程で体験的に共有する。
- 負担の多さやストレスへの対策を十分に図る。

5つの要因 取り組みのポイント

＜5つの要因についての虐待防止に効果的な取り組み＞

- 1 組織運営 → 組織運営の健全化に取り組む
- 2 チームアプローチ → チームアプローチの充実に取り組む
- 3 ケアの質 → ケアの質の向上に取り組む
- 4 倫理観と法令順守 → 倫理観と法令順守を高める教育の実施
- 5 負担・ストレスと組織風土 → 負担・ストレスと組織風土の改善

- 未然防止の観点で取り組みをすすめる
- 5の要因を多角的に捉える
- 5の要因における問題を分析し、組織的な取り組みを行い、その中で、職員個々が必要な役割を果たす

4 高齢者虐待や不適切なケアが 起こってしまった時は

～事後対応～

施設内の体制の確立

- 施設内で虐待が発生した場合は、迅速かつ適切に**組織として**対応する。
- 職員間の速やかな連携が必要



対応をあらかじめ決めておく
対応は職員に周知されている必要がある

施設内の対応（例）

★虐待を受けたおそれのある高齢者の安全確保が最優先

1. 本人や家族、職員から相談を受けた職員は、各部署の責任者・施設長等に報告。
2. 施設長を中心に虐待を行っている(行った)疑いのある職員やその他職員への聞き取りを行い、虐待の事実を確認する。
3. 虐待の事実が確認された場合は、再発防止策を検討し、施設内で防止策を実行する
4. 市町村には、利用者・家族への事実確認や職員への聞き取り調査の結果から「虐待の疑いがある」と判断した段階で通報・報告。

市町村への通報・報告

- **施設内で解決が図られたとしても市町村への報告は必要**
- **通報は、施設・事業所が所在する市町村に行く**

施設職員としての責務

- 虐待と思われる行為や不適切なケアを発見した場合は、その場で職員を注意喚起する。
- 見てみぬ振りをするのではなく、上司や管理者に相談・報告する。
- 自分自身が虐待と思われる行為や不適切なケアを行った場合も早期に上司に報告する。

高齢者虐待の通報は施設職員全員の義務

施設管理者としての責務

- 1 利用者への対応**
- 2 家族への対応**
- 3 虐待者への対応**
- 4 他の職員への対応**
- 5 相談者の保護**
- 6 施設全体の取組み**
- 7 行政への報告と協力**

再発防止に向けた取り組み



- 1 虐待事例、発生原因の調査分析**
- 2 再発防止に向けた職員会議の活性化**
- 3 苦情受付、処理体制の見直しと組織としての体制の明確化**
- 4 個別ケア(不適切なケア改善の重視)の充実**
- 5 職場内研修の徹底**
- 6 働きやすい職場環境の実現**
- 7 開かれた施設づくり**



お疲れ様でした

